

○経済産業省告示第百三号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百九号（輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月十日から施行する。

平成二十五年四月十日

経済産業大臣 茂木 敏充

附則中「平成二十五年四月十三日」を「平成二十七年四月十三日」に改める。